

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 28 年 1 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 7月 神戸港港湾審議会
- ・平成27年 6月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾の効率的な運営に関する事項	2
1. 効率的な流通業務を特に促進する区域	2

変更理由

1. 港湾物流の高度化・多様化に対応した国際流通拠点を形成し、貨物の需要創出を図り、国際競争力を強化するため、効率的な流通業務の運営を特に促進するように措置することを計画する。

港湾の効率的な運営に関する事項

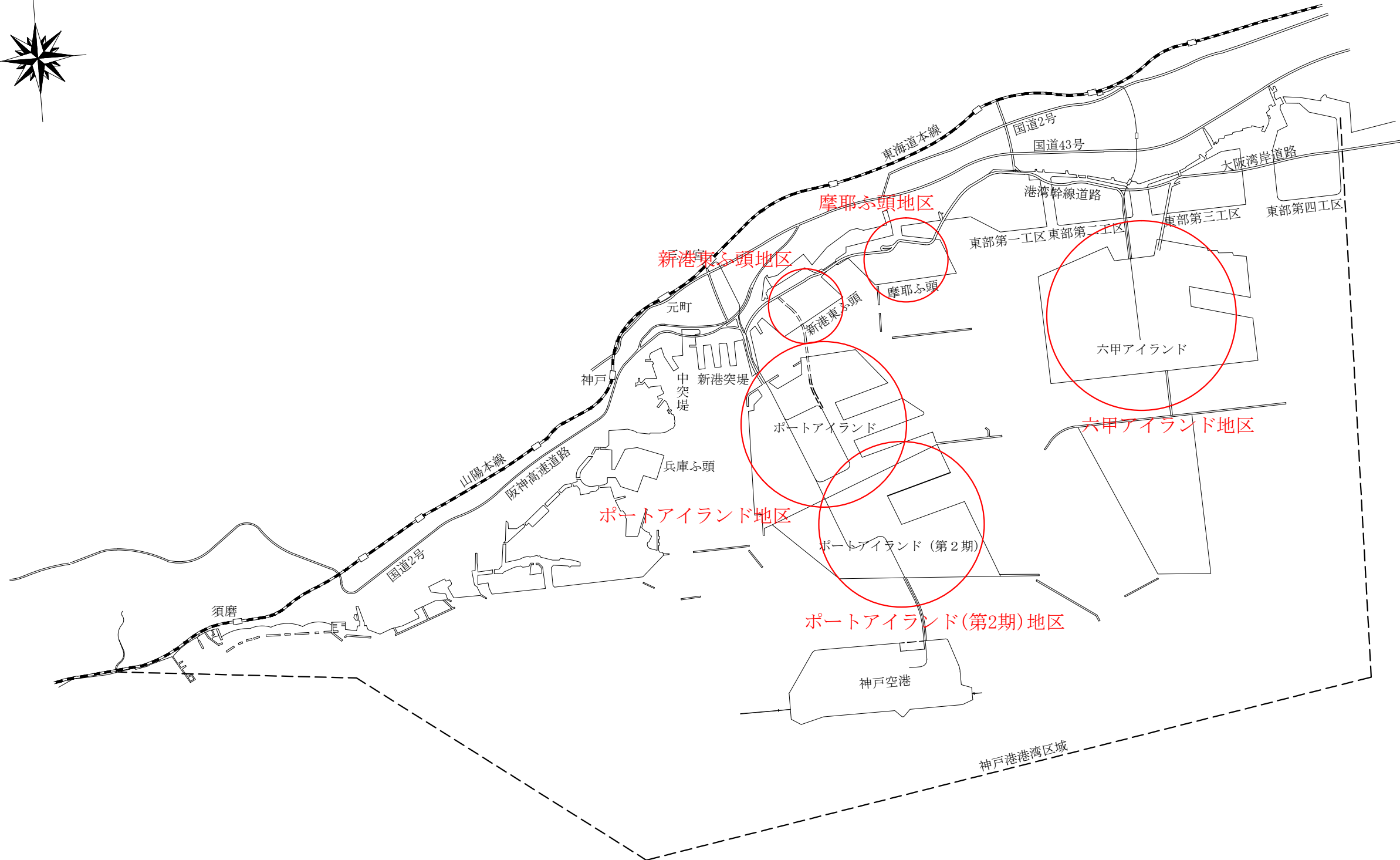
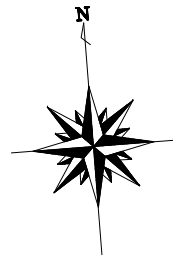
1. 効率的な流通業務を特に促進する区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際流通拠点を形成し、貨物の需要創出を図り、国際競争力を強化するため、以下の区域において、効率的な流通業務の運営を特に促進するように措置することを計画する。

[効率的な流通業務を特に促進する区域]

国際海上コンテナ運送に係る貨物の保管等であって、流通加工を伴うものの用に供する保管施設等をポートアイランド地区、ポートアイランド(第2期)地区、六甲アイランド地区、新港東ふ頭地区、摩耶ふ頭地区に配置する。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所